

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所					修正前	修正後	備考
1	要求水準書添付資料	別紙4-9						なし	(資料追加) <u>別紙4-9 来場者見学ルート</u>	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 22
2	要求水準書	88	①					記載なし	<u>・別紙4-9 来場者見学ルート</u>	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 22
3	要求水準書参考資料							なし	資料追加 <u>場内地下埋設配管資料</u>	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 28
4	要求水準書	88	②					記載なし	<u>・場内地下埋設配管資料</u>	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 28
5	要求水準書	41	第4	3	(1)	ク		公害・事故防止、地震・津波等に配慮した安全設計を行う。	<u>公害・事故防止、地震等</u> に配慮した安全設計を行う。	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 37
6	要求水準書	56	第4	3	(11)	ク		将来の設備更新、増設等を考慮して空配管を設ける。	将来の設備更新、増設等を <u>考慮し、必要に応じて</u> 空配管を設ける。	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 39

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所				修正前	修正後	備考
7	要求水準書	67	第5	3			<p>・遵守基準とは、遵守すべき基準であり、逸脱した場合は維持管理業務委託契約書に基づき、委託料を減額する。</p> <p>・管理基準とは、要求水準を満たすための運転管理上の基準であり、逸脱した場合は維持管理業務委託契約書に基づき、業務改善計画書を提出する。なお、「現行の管理基準」とは、現在の維持管理業務委託業務で定めている管理基準である。</p>	<p>・遵守基準とは、遵守すべき基準であり、逸脱した場合は維持管理業務委託契約書に基づき、委託料を減額する。<u>また、逸脱した場合、業務の改善等にあたり維持管理業務委託契約書に基づき、業務改善計画書を提出する。</u></p> <p>・管理基準とは、要求水準を満たすための運転管理上の基準であり、逸脱した場合は<u>業務改善計画書を提出する。</u>なお、「現行の管理基準」とは、現在の維持管理業務委託業務で定めている管理基準である。</p>	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 48
8	要求水準書	72	第5	3	(6)	カ	<p>事業者は、各種設備及び配管等に対し、補修及び塗装等を行う。</p>	<p>事業者は、<u>各種設備及び配管等において、経年劣化した範囲に対して塗装を行う。</u></p>	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 60
9	要求水準書添付資料	別紙4-10					なし	<p>(資料追加) <u>別紙4-10 下水道BCP</u></p>	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 67
10	要求水準書	88	①				記載なし	<p>・<u>別紙4-10 下水道BCP</u></p>	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 67
11	要求水準書	77	第5	3	(14)	エ	<p>また、再生水送水管の末端において、水圧を0.15MPaに<u>保持する。</u></p>	<p>また、再生水送水管の末端において、水圧を0.15MPaに<u>保持するよう努める。</u></p>	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 70

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所				修正前	修正後	備考
12	要求水準書添付資料	別紙4-3					脱臭設備の脱臭剤の性能劣化により能力が低下した際に脱臭剤の取替を行い、悪臭に関する規制を遵守すること。	脱臭設備の脱臭剤の性能劣化により能力が低下した際に脱臭剤の取替を行い、悪臭に関する規制を遵守すること。 <u>なお、取り出した脱臭剤(活性炭)は再生すること。また、再生したことが分かる書類を提出すること。</u>	入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 72
13	要求水準書	85	第6				また、本事業で事業者が改築した施設の全てにおいて、事業期間終了後1年間、維持管理の不備による改築及び修繕の必要がない状態で、本市へ引き継ぐものとする。	また、 <u>維持管理の対象施設において、事業期間終了後1年間、維持管理の不備による改築及び修繕の必要がない状態で、本市へ引き継ぐものとする。</u>	入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 79
14	要求水準書添付資料	別紙4-11					なし	(資料追加) <u>別紙4-11 再生水中継ポンプ場電力使用量実績</u>	入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 154
15	要求水準書	88	①				記載なし	<u>・別紙4-11 再生水中継ポンプ場電力使用量実績</u>	入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 154
16	要求水準書	21	第3	2	(3)	カ	<u>また、基準は全て入札時点での最新版を適用する。</u>	削除	
17	要求水準書	69	第5	3	(4)		濁度 <u>5度以下</u>	濁度 <u>2度以下</u>	
18	基本協定書(案)	2	第3条	第3項			事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の落札者選定に係る神戸市の要望事項を尊重する。	事業者は、 <u>基本契約等の締結</u> のための協議に当たっては、本事業の落札者選定に係る神戸市の要望事項を尊重する。	入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 109

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所				修正前	修正後	備考
19	基本協定書 (案)	4	第10条	第1項			本市及び事業者は、本協定又は本事業に関連して他の当事者から秘密情報（第4項各号に定める情報を含まない。以下同じ。）として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行、基本契約等締結のための協議又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、他の当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。	本市及び事業者は、本協定又は本事業に関連して他の当事者から秘密情報（ 第3項 各号に定める情報を含まない。以下同じ。）として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行、基本契約等締結のための協議又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、他の当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答No. 6
20	基本協定書 (案)	4	第10条	第4項			第1項の規定にかかわらず、本市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができること。ただし、他の当事者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。	第1項の規定にかかわらず、本市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することが できる 。ただし、他の当事者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答No. 7
21	基本契約書 (案)	2	第7条	第2項			[維持管理JV/SPC（※SPCが本契約締結時に設立されている場合）]は、本契約及び維持管理業務委託契約に従い、対象施設の維持管理業務を実施する。【※本項は、SPCを本契約締結後に設立する場合は削除します。】	[維持管理JV/SPC（ ※SPCを設立する場合 ）]は、本契約及び維持管理業務委託契約に従い、対象施設の維持管理業務を実施する。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 115
22	基本契約書 (案)	7	第23条				対象施設の設計・施工業務及び維持管理業務上の責任は、原則として乙が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として甲が責任を負うべきものはこの限りではない。甲乙のリスク分担については別紙5の通りとする。	対象施設の設計・施工業務及び維持管理業務上の責任は、原則として 事業者 が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として 本市 が責任を負うべきものはこの限りではない。 本市と事業者 のリスク分担については別紙5の通りとする。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 116
23	基本契約書 (案)	15	別紙5				本契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内	各契約書（※1） において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 124

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所				修正前	修正後	備考
24	基本契約書 (案)	17	別紙5				記載なし	※1「各契約書」とは、 <u>工事請負契約書及び維持管理業務委託契約書を指す。</u>	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 124
25	基本契約書 (案)	17	別紙5				注3 不可抗力により、本市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする(ただし、維持管理業務委託契約においては、一定の金額までの負担を乙に求めない)。詳細な負担方法については、基本契約書、工事請負契約書及び維持管理業務委託契約書に示す。	注3 不可抗力により、 <u>事業者</u> に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする(ただし、維持管理業務委託契約においては、一定の金額までの負担を事業者に求めない)。詳細な負担方法については、 <u>基本契約書及び工事請負契約書</u> に示す。	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 129
26	基本契約書 (案)	16	別紙5				新施設設※	新施設設 <u>(※2)</u>	
27	基本契約書 (案)	17	別紙5				※「新施設設」とは、要求水準書 表5-3に示す、改築更新施設及び新設処理場のことをいう。	※2「新施設設」とは、要求水準書 表5-3に示す、改築更新施設及び新設処理場のことをいう。	
28	神戸市工事請負契約約款特約事項	8	第18条	第5項			記載なし	<u>5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u>	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する意見に対する回答No. 20

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所				修正前	修正後	備考
29	神戸市工事請負契約約款特約事項	9	第27条	第1項			工事の実施により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。 <u>ない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u>	工事の実施により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答No. 21
30	神戸市工事請負契約約款特約事項	16	第45条の4	第8項			項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項、第5項及び第6項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項、第5項及び第6項の額を甲に支払わなければならない。	<u>前項</u> の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項、第5項及び第6項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項、第5項及び第6項の額を甲に支払わなければならない。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答No. 24
31	委託契約約款付加条項	5	第18条	第3項			乙は、要求水準等未達を治癒するために対象施設の補修等が必要な場合は、甲に通知をしなければならない。対象施設の補修等を実施する主体及びその費用負担は、要求水準書等の定めにある実施者が従う。	乙は、要求水準等未達を治癒するために対象施設の補修等が必要な場合は、甲に通知をしなければならない。対象施設の補修等を実施する主体及びその費用負担は、 <u>要求水準書等に定めのある実施者とす</u> る。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 150

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所	修正前	修正後	備考
32	委託契約約款 付加条項	6	第20条	<p>第20条 甲又は乙は、委託業務の履行期間内で本委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。ただし、別紙3の変動費のうち、電気料金の変動は対象外とする。</p> <p>2 前項の規定による請求は、委託期間の残期間が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。</p> <p>3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額のうち変動前残期間委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。</p> <p>4 変動前残期間委託料及び変動後残期間委託料は、請求のあった日を基準とし、別紙4「(2)賃金又は物価の変動」に定めるところに従い、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>5 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本委託契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>6 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。</p> <p>7 前項の場合において、委託料の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。</p>	削除 (第20条は欠番とする)	入札説明書等 (入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 151

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所	修正前	修正後	備考																									
33	委託契約約款付加条項	12	別紙4 (2)	<p>(2) 賃金又は物価の変動</p> <p>賃金又は物価の変動に基づき委託料を変更する場合において、委託料の変更の際に用いる物価指数は、下表のとおりとする。ただし、市場の変動等により、下表に定める物価指数が実態に整合しなくなった場合には、甲乙協議により変更するものとし、協議が整わなかった場合には、甲が定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指数等</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変動費</td> <td>電気料</td> <td>日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税率を除く国内企業物価指数・化学製品・機械化学工業製品の価格指数</td> </tr> <tr> <td>固定費</td> <td>人件費</td> <td>毎月動き統計調査(職業別賃金指数(賃金総支払額)・職業別賃金指数(賃金総支払額)・職業別賃金指数(賃金総支払額))</td> </tr> <tr> <td>前繰り</td> <td>前繰り</td> <td>国内企業物価指数(以下、用略語(日本銀行調査統計局))</td> </tr> <tr> <td>その他(外埠委託業務費、運搬費等)</td> <td>企業内サービス価格指数(下水道・廃棄物処理/下水道(日本銀行調査統計局))</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	指数等	条件	変動費	電気料	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税率を除く国内企業物価指数・化学製品・機械化学工業製品の価格指数	固定費	人件費	毎月動き統計調査(職業別賃金指数(賃金総支払額)・職業別賃金指数(賃金総支払額)・職業別賃金指数(賃金総支払額))	前繰り	前繰り	国内企業物価指数(以下、用略語(日本銀行調査統計局))	その他(外埠委託業務費、運搬費等)	企業内サービス価格指数(下水道・廃棄物処理/下水道(日本銀行調査統計局))		<p>(2) 電気料金以外の賃金又は物価の変動</p> <p>① 変更の対象と条件 電気料金以外の賃金又は物価の変動により、委託料に一定以上の変動が生じた場合、委託料を変更することができる。賃金又は物価の変動による委託料の変更は、毎年度確認するものとし、委託料を構成する各費用項目から算出した指数等の変動による委託料の変動率が±1.5%を超える場合、委託料の変更を請求する日(以下、基準日)以降の委託料を変更する。委託料の変更請求は、甲又は乙の申し入れによる。なお、変動を確認する時期等については協議とする。</p> <p>② 変動指数 各費用項目に対応した指数等は、下表のとおりとする。ただし、市場の変動等により、下表に定める指数等が実態に整合しなくなった場合には、甲乙協議により変更するものとし、協議が整わなかった場合には、甲が定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変動費</td> <td>電気料</td> </tr> <tr> <td>固定費</td> <td>人件費</td> </tr> <tr> <td>前繰り</td> <td>前繰り</td> </tr> <tr> <td>その他(外埠委託業務費、運搬費等)</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 指数等の変化率 各費用項目に対応する指数等の変化率は、以下の式により算出する。 (変化率) = 変動後の指数等 / 変動前の指数等 変化率 : 各費用項目に係る変化率(小数点第2位未満切り捨て) 変動後の指数等 : 各費用項目における基準日の直近12月の指数等の平均値 変動前の指数等 : 各費用項目における前回変更時の指数等(当初の委託料を変更する場合は、当初の基準月の指数等)</p> <p>④ 変更する委託料の算出 以下の式に従って変化率により各費用項目の基準日以降の年額を算出し、その合計をもって基準日以降の委託料の年額を算出する。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。</p> $Y = X \times (\text{変化率})$ <p>Y : 変動後の基準日以降の各費用項目の年額 X : 変動前の基準日以降の各費用項目の年額</p> <p>上式により算出した各費用項目のYの合計額と、各費用項目のXの合計額との差額が、後者の±1.5%を超える場合、基準日以降の委託料としてYの合計額を採用するものとし、委託料を変更する。なお、上記差額が±1.5%を超えない場合、変更は行わない(委託料はX)。</p>	区分	指数等	変動費	電気料	固定費	人件費	前繰り	前繰り	その他(外埠委託業務費、運搬費等)	その他	<p>入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する回答No. 151、No. 158</p> <p>入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問に対する意見No. 29</p>
区分	指数等	条件																													
変動費	電気料	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税率を除く国内企業物価指数・化学製品・機械化学工業製品の価格指数																													
固定費	人件費	毎月動き統計調査(職業別賃金指数(賃金総支払額)・職業別賃金指数(賃金総支払額)・職業別賃金指数(賃金総支払額))																													
前繰り	前繰り	国内企業物価指数(以下、用略語(日本銀行調査統計局))																													
その他(外埠委託業務費、運搬費等)	企業内サービス価格指数(下水道・廃棄物処理/下水道(日本銀行調査統計局))																														
区分	指数等																														
変動費	電気料																														
固定費	人件費																														
前繰り	前繰り																														
その他(外埠委託業務費、運搬費等)	その他																														

ポートアイランド処理場改築更新等事業 公告資料の修正に係る対比表 (令和4年7月4日)

No	資料名	頁	対応箇所				修正前	修正後	備考
34	委託契約約款 付加条項	4	第12条	第1項			乙は、委託業務の履行期間中においても要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。	乙は、委託期間中においても要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。	
35	委託契約約款 付加条項	7	第24条	第1項			乙は、本約款第26条第1項（22条により追加された各号を含む。本条において同じ。）の規定により本委託契約が解除された場合は、委託料の総額（委託業務の履行期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は想定処理水量及び想定再生水量に基づいて算出される）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。	乙は、本約款第26条第1項（22条により追加された各号を含む。本条において同じ。）の規定により本委託契約が解除された場合は、委託料の総額（委託期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は想定処理水量及び想定再生水量に基づいて算出される）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。	